障がい者活躍推進計画実施状況

機関名	湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部
任命権者	消防長 佐藤 正晴
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
評価年度	令和5年度
目標に対する達成度	
採用に関する目標	・消防吏員は、障がい者雇用率制度の除外職員であるように、消防吏員
	については、今後も障がい者に限定した募集及び採用を行うことは困難
	と考えるが、受験資格の身体基準を見直すことにより、障がい者である
	応募者を念頭においた職員の募集を行うこととする。
	→令和5年度は障がい者の新規採用はなかった。
	・再任用職員については、募集条件に身体基準を設けないこととする。
	→身体基準を設けていない。
定着に関する目標	なし
取組内容の実施状況	
障害者の活躍を推進	・障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。
する体制整備	→引き続き総務課長を選任している。
	・障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、3か月以内に選
	任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合
	には、資格認定講習を受講させる。
	→障がい者職業生活相談員の選任義務が生じなかった。
	・障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、長期療養者と
	して身体障がい者となった職員が在籍することとなった場合は、総務課
	に障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内ネットワーク等を利
	用することにより周知する。
	→長期療養者として身体障がい者となる職員はなかった。
障害者の活躍の基本	・長期療養者として身体障がい者となった職員が身体障がい等により従
となる職務の選定及	来の業務遂行が困難となった場合、またはその相談があった場合は、円
び創出	滑な職場復帰のために必要な職務の選定、負担なく遂行できる職務の選
	定、職場環境の整備や通院への配慮、及び働き方等について検討する。
	→従来の業務遂行が困難となった職員、またはその相談をした職員はな
	かった。
障害者の活躍を推進	・相談窓口への相談のほか、人事評価制度による面談の際、障がい者で
するための環境整備	ある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結
及び人事管理	果を踏まえ検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。
	→障がい者である職員がなかった。

	・募集及び採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
	特定の障がいを排除し、または特定の障がいに限定する。
	自力で通勤できることといった条件を設定する。
	介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
	「就労支援機関に所属及び登録しており、雇用期間中支援が受けら
	れること」といった条件を設定する。
	特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	→上記のような取扱いを行うことなく募集を行った。
その他	・国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する
	法律に基づく障がい者就労施設等への役務等の発注等を通じて、障がい
	者の活躍の場の拡大を推進する。
	→令和5年度は発注等はなかった。
	・人口動態や社会環境など消防需要の変化へ柔軟に対応できるよう、計
	画期間内であっても必要に応じて本計画の適宜見直しを行っていくも
	のとする。
	→令和5年度は見直し等はなかった。
点検結果	•
	→令和5年度は新規採用には至らなかったが、今後も障がい者の活躍に
	向けた職場の環境づくりを継続していく。